

令和8年度京都府立山城郷土資料館サポーター事業実施要項

(目的)

第1条 京都府立山城郷土資料館（以下「資料館」という。）は、歴史文化の探求・芸術活動を支援する山城郷土資料館サポーター（以下「サポーター」という。）を育成し、ボランティアとして資料館事業への参画を促すことにより、府民の文化的生活の充実・向上、地域振興等を図る。

(活動内容及び期間)

第2条 サポーターは、主に次に掲げるボランティア活動を行う。

(1)体験事業補助

- ア 体験事業の企画立案補助
- イ 体験事業の運営補助（主に事前準備、体験者補助、監視など）
- ウ 体験事業内での解説補助（学芸員からの講習を受けていただいた上で体験者に解説）

(2)展示補助

- ア 常設展・企画展・特別展の観覧者からの要望に応じて解説を提供（学芸員からの講習を受けていただいた上で観覧者に解説）
- イ 企画展・特別展の監視員
- ウ 企画展・特別展の架設補助

(3)広報補助

- ア ポスター・チラシのデザイン案作成補助
- イ ポスター・チラシ・SNS・HP等広報媒体でのキャッチコピー等作成補助

(4)環境整備補助

館内外の美化活動補助

2 サポーターは、登録した日から当該年度の3月31日までを活動期間とし、活動期間終了を持って登録解除されるものとする。ただし、継続して活動を希望する場合は第3条第3項によるものとする。

(登録等)

第3条 ボランティア活動を希望する方は、サポーター登録票・登録証（様式1）を資料館へ提出（メール可）し、登録の申請を行うものとする。

2 応募資格

- (1) 満18歳以上（高校生を除く）
- (2) 資料館事業に興味・関心があり、活動できる方
- (3) 月1回以上第2条(1)～(4)の活動内容のいずれかにボランティア活動ができる方

(4) メーリングリストを受け取れる方

- 3 資料館は、サポーター登録票・登録証(様式1)の提出のあった方に対し面接を実施し、活動の可否を決定する。ただし、次に掲げる方に対しては、面接を免除する。
 - (1) 前年度まで、山城郷土資料館サポーターに登録しておられ、資料館での活動に実績のある方
 - (2) 山城郷土資料館友の会に登録しており、資料館での活動に実績のある方
- 4 資料館における登録の受付は、令和9年3月31日までとする。
- 5 資料館は、同条第3項により登録することとなった方に対し、提出のあったサポーター登録票・登録証(様式1)に登録が完了したことを記載し、該当する方にその登録票・登録証を交付する。
- 6 資料館は、登録したサポーターに対し、必要に応じてボランティア講習講座を開講し、ボランティア活動・体験事業・展示・広報・環境整備に必要な知識、経験の提供を行う。

(活動の実施)

- 第4条 資料館は必要なボランティア活動をメーリングリストでサポーターに通知する。活動を希望するサポーターは、参加表明書(様式2)を資料館に提出(メール可)する。
- 2 資料館は、参加表明書(様式2)の提出のあったサポーターの中から当該事業への参加者を決定する。
 - 3 資料館は、参加者を決定したときは、サポーターにメールで通知する。
 - 4 資料館は、事業実施日までにサポーターと活動する内容等について事前調整を行う。

(活動日実施報告書)

- 第5条 資料館は、サポーターの活動後翌月7日までに活動実施報告書(様式3)を作成し供覧する。

(ボランティア保険)

- 第6条 サポーターの活動にあたっては、ボランティア保険に加入するものとする。ただし、同等制度の保険に加入している場合はこの限りでない。
- 2 資料館は、ボランティア保険の加入手続きを行い、保険料を負担する。

(報償費等)

- 第7条 資料館は、サポーターに対し謝金・旅費は支払わない。

(特典)

- 第8条 サポーターには、研修教材として常設展・当該年度の特別展図録を無償提供する。

(注意事項の遵守)

第9条 サポーターの活動にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動に関して知り得た個人情報を第三者に知らせないこと。また、不当な目的に使用しないこと。
- (2) 服装・言葉遣い・態度について留意し、規律ある行動をすること。
- (3) その他資料館の指示に従って活動をすること。

(活動の中止)

第10条 資料館長は、サポーターが前条の事項を遵守できない場合等、やむを得ず活動が困難と判断したときは、サポーターに対し、活動中止・登録解除等の措置をとることができる。

(事故の防止)

第11条 サポーター及び資料館は、本事業の趣旨を十分理解し、円滑な事業の実施の協力及び万一における事故等の防止に努めるものとする。

なお、事故等が発生した場合は、速やかに資料館に報告すること。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、資料館が別に定める。